

第 163 号 (2019 年 9 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 統計と事例で見る 2018 年の対中直接投資動向
日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外調査部 1

■ 経 済

- ◆ キャプテン翼展から日中、米中関係を考える
ポールはともだちこわくないが、外交には利害が雑 (まじ) う
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 6

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 42 回
～大湾区緊密協力モデルの構築 広東省マカオ合作漢方薬科技産業園
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 12

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：米中貿易摩擦の影響をコントロールするため、中国政府、対米追加関税の
適用除外申請の受理を開始
KPMG 中国 17
- ◆ 法務：中国土地管理法の改正に伴う農村集団用地の流通
—外資系企業の集団土地使用をめぐる法的問題
北京市金杜法律事務所 20

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「統計と事例で見る 2018 年の対中直接投資動向」

◇2018年の中国の対内直接投資額は過去最高となった。外資の投資は製造業から非製造業へシフトしているが、自動車産業では生産能力増強の為の大型投資や2019年からの新エネ車規制を踏まえたEV関連等への投資が見られる。非製造業では内陸部への小売の面的展開、スタートアップ企業やデジタル分野での協業など、活発化するイノベーションを取り込む動きが出てきている。

◇ジェトロの2018年末のアンケート調査では、日系企業は中国での事業拡大傾向が回復基調にあり、販売機能や生産の拡大志向が見られた。また、「関税引き上げ等の保護主義的な動き」に関する調査では、「海外売上げ」より「国内売上げ」への影響を懸念する企業が多く、中国経済の減速や国内サプライチェーンを通じた影響への懸念が大きいことが見て取れる。

◇自動車を中心とした製造業の対中投資に復調の兆しはみられるものの、今後、米中摩擦や世界的な保護主義の動きが強まっていけば、内需にマイナスの影響を及ぼし、日系企業の事業や投資拡大意欲に影響が及ぶ可能性はあり得る。

経 済 「キャプテン翼展から日中、米中関係を考える

ボールはともだちこわくないが、外交には利害が雑(まじ)う」

◇米中覇権争いが続く中、中国側は主張していた「重要な原則」が守られていない、即ち中国にとっての「害」があるにも関わらず、継続的に米国側へ譲歩しているのは、対中制裁関税第4弾発動までの時間稼ぎであり中国が技術を磨く為の時間稼ぎ、即ち「利」を取るためだったのではない。ただ中国が技術を磨けば磨くほど両国の覇権争いは激化し、関係は悪化する可能性が高い。

◇日中関係は、上海での「走れ！キャプテン翼」展の開催から見てとれるように、現在、持続的な関係改善にあり、両者とも「利害」が一致している。しかし、今後中国が日本の技術にある程度追いつき、日本の市場としての魅力もなくなれば、中国にとって「利」が減じ、「害」が増すことになり、日中関係の悪化が視野に入ることになる。

◇孫子の兵法で、智者の思慮は一つの事柄を考えるに「利」と「害」の両面から洞察すると説く。日中関係も米中関係も「利害」が複雑に絡み合う中、徹底的な現地化で米中との関係を生き残った「日本企業」に、智者となるための解の一つが見出せるかもしれない。

連 載 「華南ビジネス最前線 第42回

～大湾区緊密協力モデルの構築 広東省マカオ合作漢方薬科技産業園

◇広東省(粵)人民政府とマカオ(澳)政府は、アジア太平洋地域で最も競争力のある都市群の構築を目指して「粵澳協力枠組み協定」に調印。その一環として2018年3月、粵澳両政府による協同開発の初プロジェクトである「粵澳合作漢方薬科技産業園」が開園した。

◇漢方薬科技産業園はマカオの人材・資金やポルトガル語圏諸国との繋がり、珠海の土地資源を活用しながら、漢方薬の研究開発、品質認証、生産及び国際登録機構を誘致しており、香港・マカオ企業は、税金、人材等の優遇政策や薬品開発のための設備購入等における補助金を享受できる。

◇また、園区には漢方製薬・保健食品以外にもバイオ製薬、医薬機器等の健康関連の機関とその仲介サービス機関も入園することが可能で、園区は漢方薬の国際化を目指し、技術力や競争力のある国内外機関やイノベーション力の高いスタートアップチームの誘致に意欲的である。

スペシャリストの目

税務会計 「米中貿易摩擦の影響をコントロールするため、中国政府、対米追加関税の適用除外申請の受理を開始」

- ◇中国政府は、2019年5月13日付で対米追加関税賦課の適用除外申請に関する公告を公布し、6月3日から申請の受理が始まった。除外要件を満たす商品については、追加関税の発動を猶予し、税金還付の要件を充足する場合には、既に徴収された追加関税も還付される
- ◇適用除外の対象商品は2018年7月6日から追加関税が賦課された500億米ドル規模の米国産輸入品と同9月24日から追加関税が賦課され、且つ2019年6月1日から一部追加関税率が引き上げられた第2ステップの米国産輸入品で、財政部関税政策研究センターのウェブサイトを通じて必要情報を記入して申請する。
- ◇審査の重点ポイントは、①代替品の確保が困難、②追加関税賦課が申請者に与える経済的な損害が重篤、③追加関税賦課が関連業界の構造的な側面にマイナスの影響或いは社会に与える影響が重篤の3項目で、申請企業はこの視点に基づいて適用除外の必要性を評価することとなる。

法務 「中国土地管理法の改正に伴う農村集団用地の流通 —外資系企業の集団土地使用をめぐる法的問題」

- ◇中国の土地は国有または農民の集団所有で、外資系企業が工場を建設する場合、国有地の使用权を取得して建設、国有地の既存工場を賃借、国有地を賃借して建設のいずれかとなるが、実務においては地価等の理由から農村集団所有地を賃借して工場を建設するケースも見受けられる。
- ◇この場合、現行の土地管理法の「農民の集団土地の使用权を払下げ、譲渡又は賃借により非農業建設に用いることはできない」との規定に反することになり、土地の返還、建築物の没収、罰金、責任者の行政処分等の行政処罰をはじめ様々な法的リスクが懸念される。
- ◇一方、現在、試行地区で農村集団建設用地の使用权の払下げ、賃貸借等が認められ、こうした経験を反映した「土地管理法（改正案草案）」の審議が進んでおり、審議案が施行されれば集団建設用地の使用は適法となる。「土地管理法」の改正は2019年立法計画の一つに挙げられており、今後1年以内、早ければ2019年中にさらなる進展が期待される。

～アンケート実施中～

(回答時間:10秒。回答期限:2019年9月25日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



統計と事例で見る 2018 年の対中直接投資動向

日本貿易振興機構 (ジェトロ)
海外調査部
総括課長代理 島田英樹

中国商務部の発表によると、2018 年の対内直接投資 (銀行・証券・保険分野を含まず) 実行ベースの投資額は過去最高額となった。中国における外資企業の投資は製造業から非製造業へのシフトが言われ久しいが、自動車産業では生産能力増強を目的とした大型投資や 2019 年から乗用車の生産台数の一定割合を新エネ車とする目標が課されることを踏まえた、電気自動車 (EV) 関連、また、内装や有機 EL 材料製造への投資が見られた。一方、非製造業については、小売り分野における内陸部への面的展開の拡がりが進んでいるほか、スタートアップ企業やデジタル分野における協業など中国で活発化するイノベーションを取り込もうとする動きが出てきている。

本稿はまず統計から全体の投資状況を概観するとともに、京津冀一体化計画が進む華北地区、マイナス成長からの回復を図る東北地区、自動車産業やスマート製造業で注目を集める内陸部における外資企業の進出事例を整理し、最後に中国の最近の外資政策に触れる。

1. 過去最高の対中直接投資額

中国商務部の発表によると、2018 年の対内直接投資 (銀行・証券・保険分野を含まず) は、契約件数が 6 万 533 件 (前年比 69.8%増) で、5 年連続の増加となった。実行ベースの投資額は 1,349 億 7,000 万ドル (同 3%増) で、2 年連続プラスの伸びとなり、2018 年は過去最高額を記録した。

同実行ベース投資額を業種別にみると、製造業が 411 億 7,400 万ドル (同 22.9%増) と増加したのに対し、非製造業は 917 億 6,200 万ドル (同 3.6%減) と 2.6 ポイント減少した (ほか、鉱業 12 億 2,800 万ドル (同 5.7%減)、農業 8 億 100 万ドル (同 25.5%減))。投資額全体に占める構成比は、製造業が 29.8%、非製造業は 66.3%となった。

製造業の投資額の業種別内訳では、「通信・コンピュータ・その他の電気機器」の構成比が最も高く (6.1%)、84 億 800 万ドル (同 42.6%増) と好調だったほか、「特殊機器」44 億 4,200 万ドル (同 81.8%増)、「化学」32 億 8,700 万ドル (同 37.8%増) が増加した。一方、「一般機器」28 億 5,000 万ドル (同 1.3%減)、「医薬」13 億 1,200 万ドル (同 38.7%減) は減少した。

非製造業の投資額の業種別内訳は、業種全体で最大の投資分野となった「不動産」が 224 億 6,700 万ドル (同 33.3%増)。投資金額で第 2 位の「リース・商業サービス」が 188 億 7,500 万ドル (同 12.8%増) と増加する一方、第 3 位の「情報通信・コンピュータサービス」は 116 億 6,100 万ドル (同 44.3%減) と減少した。なお、投資金額は 9 億 100 万ドルと大きくないものの「ホテル・外食」はほぼ倍増した。

国・地域別の実行額では、香港が全投資額のうち 71.1%を占め、第 1 位となった。投資額は 960 億 1,000 万ドルで、前年比 2.9%減だった。香港からの投資は前年比 4.4 ポイント減少しているものの、ここ数年 7 割前後の水準で安定推移している。投資の中身を見ると、主力産業の 1 つである小売り分野で、中国本土での販売拡大に向けて積極的に店舗数を拡大する動きが見られたほか、中国政府が推進する地域発展計画である「広東・香港・マカオグレートベイエリア計画」構想の進展を見据え、ベイエリア域内での投資を集中的に行う企業が多くあった。第 2 位はシンガポールで

53 億 4,000 万ドル (同 10.6%増)、第 3 位は台湾で 50 億 3,000 万ドル (同 6.3%増) となった。台湾からの投資は 2016 年 36 億 2,000 万ドル (第 5 位)、2017 年 47 億 3,000 万ドル (第 3 位) と増加基調にあるものの、台湾側の統計をみると、投資額のうち構成比が最大の「電子部品」が 3.4%減、「パソコン・電子製品・光学製品」が 28.6%減となるなど、電気電子関係産業の投資が減速している。第 4 位は韓国で 46 億 7,000 万ドル (同 26.6%増)、第 5 位は英国で 2.6 倍の 38 億 9,000 万ドルだった。

日本は第 6 位で 16.5%増の 38 億 1,000 万ドルと金額は増加したものの、前年から順位を 1 つ落とした。

2. 華北・東北地区における日系/非日系外資企業の進出事例

(報道、プレスリリースベース)

(北京市)

北京市ではサービス業の新規設立案件が多く見られた。「野村不動産」は 2018 年 7 月、北京市政府系デベロッパーの北京首都開発と共同で「北京首開野村不動産管理」を設立し、日系企業が多数入居するオフィスビル「北京発展大廈」の運営管理業務を開始したと発表した。同社にとっては、中国で初のオフィス事業となる。「MTG (本社：愛知県)」は 8 月、会員制トレーニングジム「SIXPAD STATION」の中国展開を進めるため、医薬品の製造・販売、医療機器の輸入販売などを行う中国の太陽昇 (北京) とパートナーシップ契約を締結した。物流の「センコー」は 11 月、ランテック (福岡県)、中国のシノトランスエアの 3 社で設立した合弁会社を通じ、北京市内に物流センターを稼働した。北京首都国際空港から 5 キロの場所に位置し、延べ床面積 9,000 平方メートルで 2 階建ての冷凍・冷蔵倉庫を有する。中国国内の冷凍・冷蔵物流需要に対応する。

スタートアップや大学との協力案件も目立った。「クレディセゾン」は 7 月、中国のフィンテック企業の信用宝金融信息服务 (北京) に出資し、同社のビッグデータプラットフォームを基にした情報管理技術と人工知能 (AI) を用いた高度な信用分析・スコアリングによる与信技術を活用し、近隣アジア諸国でのコンシューマーファイナンス事業を加速させるとした。「丸紅」は 8 月、清華大学傘下の投資資産管理会社である啓迪控股 (TUS-Holdings) とデジタルトランスフォーメーションへの取り組みにおける協力協定を締結したと発表した。同社からデジタル技術・アイデアの紹介を受けるほか、イベントなどの共催によって、中国のスタートアップ、ベンチャー企業の丸紅への関心を高めることを目指す。「日立製作所」は 11 月、日立 (中国)、日立 (中国) 研究開発とともに、清華大学と「未来創新 (イノベーション) 連携計画」に関する戦略的提携協定を締結したと発表した。両者は実験室での共同研究などを行ってきたが、これまで築いてきた連携関係を発展させ、社会課題を起点に価値創出を目指すイノベーションパートナーとして共同研究に取り組む。

(天津市)

天津市でもサービス業の案件が多く見られた。「アイロムグループ」は 8 月、Beroni Group (貝羅尼集団、天津市) と戦略的パートナーシップ契約の締結を発表した。Beroni Group は医薬品の研究開発や販売を行うバイオ企業で、プレジジョン・メディシン (精密医療) や抗がん剤、遺伝子治療製剤などの先端医療の実用化に注力している。今回のパートナーシップ契約締結により、日本および中国市場で製薬企業や医療機関とのネットワークを強化し、細胞培養加工などの分野で新たな事業機会を創出して事業拡大を目指すとした。「トヨタ紡織」は 10 月、天津市に自動車用フィルター製造の新工場を建設し、生産を始めた。新工場ではエアクリーナーやキャビンエアフィルターを生産する。従来の 1.5 倍の生産エリアを確保して今後の受注拡大に対応するとともに、樹脂成型設備を新規導入することで、エアクリーナーを含む吸気系構成部品の生産から完成

品までの一貫生産体制を整え、競争力の強化を図るとした。

なお、北京市、天津市に河北省を加えた京津冀地域については、地域の一体化や雄安新区の建設が進んでおり、今後の同地域への外資投資は、同地域計画の動向にも注意する必要がある。

(大連市、瀋陽市)

大連市では製造業の大型案件が目立った。2018 年 9 月、「米インテル」が不揮発性メモリー工場の第 2 期部分の稼働を開始し、世界最先端の 96 層の 3D NAND 技術を用いて量産を開始した(追加投資額は 27 億 3,000 万ドル)。自動車関連では、「パナソニック (オートモーティブ&インダストリアルシステムズ)」の車載用リチウムイオン電池工場の生産ラインが稼働、2018 年 3 月には車載用角形リチウムイオン電池の量産を開始した。日系以外の自動車部品関連の投資では、2018 年 9 月、ドイツの機械メーカーの「グローブ・ヴェルケ (Grob)」が大連拠点の社名を格勞博機床 (中国) に変更し、中国本社を設置した。金普新区で工場の増設 [投資額約 3 億 5,000 万元 (約 58 億 1,000 万円)] を行い、新エネ車用の電機や変速機箱、減速機用の製造設備などを生産していく計画だ。なお、大連市統計局によると、外資企業の 2018 年の進出件数を出資元の国・地域別で見ると、第 1 位は日本 (57 社) で、以下、韓国 (44 社)、香港 (39 社) の順となっている。

瀋陽市では主に自動車、ロボット、物流業関連の案件が目立った。自動車関連では、「BMW」が 2018 年 10 月、瀋陽中独ハイエンド設備製造産業パーク内に新設する華晨 BMW 第 3 工場の建設に着工した。報道によると、BMW は華晨 BMW に対し 30 億ユーロを追加投資する方針だ。2019 年には華晨 BMW 瀋陽工場の生産能力が年産 52 万台に達する見込みのほか、2020 年には BMW 中核製品シリーズの初の純 EV (電気自動車)「BMW ix3」の生産を瀋陽で開始する予定で、3~5 年後には、華晨 BMW の生産能力は年産 65 万台に達する見込みとなっている。また、自動車内装部品の製造を行うスペインの「グルーポアントリン」は 2018 年 9 月、中独 (瀋陽) 先端装備製造産業パーク内に設立した工場の稼働を開始した。主に天井内装、ドア、照明、座席の 4 つの製品を華晨 BMW、フォルクスワーゲン (VW)、吉利などに供給していく。自動車以外の分野では、2018 年 9 月、「米プロロジス (Prologis) サプライヤーチェーン管理 (上海)」が瀋陽市政府との間で、投資協力に関する合意書を締結した。3 年以内に瀋陽市に 60 億元以上を投資し、国際物流プラットフォームを建設する。

遼寧省は 2016 年にマイナス成長になったが、以後回復基調で推移している。2019 年の重点政策のうち、対外開放の拡大に向けた措置として、日本、韓国、ロシアとの経済、貿易協力をさらに強化していく意向を示している。

3. 内陸部 (湖北省、成都市、重慶市) における日系/非日系外資企業の進出事例 (報道、プレスリリースベース)

(湖北省)

湖北省での日系企業の投資は自動車関連が好調だ。「西川ゴム工業」は 2018 年 8 月、中国における自動車市場の拡大を受け、武漢市に 100% 出資の子会社を設立すると発表した (2 月 14 日に設立完了)。自動車用ゴムや樹脂製品の製造加工・販売を行い、主要顧客向けに現地の生産基盤を増強する。2020 年度以降に年間売上高約 30 億円を目指すとしている。自動車部品メーカーの「デンソー」は 2018 年 9 月、カーナビゲーションシステムなどのソフトウェア開発・設計を行うため、中国の光庭 (湖北省武漢市) との合弁会社を設立すると発表した。新会社は「電装光庭汽車電子」で、資本金は 1 億元。デンソーが 51%、光庭が 49% を出資する。これまで両社はメーカー向けソフトウェアの共同開発を行っており、デンソーは合弁会社の設立を通じて、光庭のノウハウや開発リソースを活用し、現地のニーズに適合した自動車用デジタル機器の開発を加速させる。「豊田合成」は 2018 年 10 月、中国での開発・生産体制強化に向けて、中国自動車部品会社の湖北 Rock

社（湖北省十堰市）を買収すると発表した。同社の親会社である湖北正奥汽車附件集団から株式の 60%を約 8 億円で取得する。豊田合成グループのゴム・樹脂部品の設計・生産のノウハウと、湖北 Rock 社が華中エリアで持つ販売実績や販路を活用することで、事業基盤の拡大を目指す。自動車用プレス部品の製造販売を手掛ける「東プレ」は 2018 年 12 月、武漢に新会社東普雷（武漢）自動車部を設立することを発表した。資本金は 5 億円で、東プレが 100%出資する。新会社の設立を通じて、武漢エリアの顧客への部品供給を行い、中国での事業拡大と収益性の確保を図る。非製造業では、日系小売業大手の「セブン&アイ・ホールディングス」が 2018 年 7 月、湖北省でコンビニエンスストア「セブン-イレブンの開店を発表した。湖北省での日系コンビニチェーンの展開は「ローソン」に次いで 2 番目となる。セブン-イレブンのフランチャイズ権を湖北東方美隣便利店（本社：湖北省武漢市）に付与し、同社を通じて今後事業を展開する。

(成都市、重慶市)

成都市における 2018 年の日本からの投資案件は、製造業が中心だった。「三菱ケミカル」は、成都市内の石油化学園区内に機能性樹脂製品の新たな製造拠点を設置すると発表した。自動車内装表皮などに適したスラッシュ成形用 PVC コンパウンドの生産を行う。2019 年中の生産開始を予定しており、将来的には食品、医療、光学分野向け製品の生産も検討するとしている。「日本特殊陶業」は、米国 CHART グループ内で酸素濃縮装置事業を手掛ける米国 CAIRE 社と、英国 Chart Bio Medical 社、中国 Chart Bio Medical（成都）社を買収し、子会社化することを発表した。同社はこれにより、酸素濃縮装置をはじめとした酸素関連事業に関して、開発から生産販売まで、バリューチェーンがグローバルに構築されるほか、高品質な酸素濃縮装置の提供を行っていくとしている。「出光興産」は、成都市高技術産業園区内に有機 EL 材料製造の新工場を建設することを発表した。敷地面積は 1 万 4,600 平方メートルで、装置能力は年間 12 トン。2019 年度第 4 四半期の商業生産開始を予定している。

重慶市では「日立オートモティブシステムズ」のグループ企業である日立汽車系統（重慶）が自動車部品を扱う重慶两江新区の工場の開業式を行った。非日系外資の案件では、フランスの重電メーカーの「シュナイダーエレクトリック」が 9 月 15 日、重慶市政府と战略合作協議を行い、同市の高新区にイノベーションセンターを建設することで合意した。同社はイノベーション創出、インテリジェンス、ビッグデータなどの分野で重慶市政府と協力関係を構築しており、製造業のスマート化による産業の集積を目指す。

重慶市は「高成長」から「質の高い成長」への移行を目指し、スマート製造業などの戦略的新興産業を育成している。重慶市は、同市を新エネ車とコネクテッドカーの国内有数の研究・製造基地にする方針を示しており、今後対象分野での投資の活発化が期待される。

4. 中国は外資企業誘致をさらに推進、在中日系企業も事業拡大意向回復中

中国政府は、外資への開放政策を引き続き推進する方針を打ち出している。特に注目されているのが、3 月の第 13 期全国人民代表大会第 2 回会議で成立した「外商投資法」だ。同法は 2020 年 1 月 1 日から施行されることとなっており、これまで外資企業の投資に適用されてきた外資企業法、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法の外資 3 法に代わって、外資に関する統一された基本法となる。同法では、外商投資に関連する法令を制定する際、外資系企業の意見や建議を聴取しなければならないこと（第 10 条）、標準化業務に外資系企業も等しく参与すること（第 15 条）、外商投資企業の政府調達活動への公平な参与を保障すること（第 16 条）、外国投資者の利益、資本収益などについて、法に基づき人民元または外貨により自由に海外送金することができること（第 21 条）など、中国日本商會が「中国経済と日本企業白書」などで中国政府に要望していた内容も含まれた。さらに、同法で示された基本方針を有効に実施するためのさまざまな取り組みも進んでいる。李

克強首相は3月に海南省ボアオ市で開催された「ボアオ・アジアフォーラム」年次総会の開幕式で、外商投資法を効果的に実施するため、同法の関連法規の制定作業を2019年内に完成させ、2020年1月1日の同法施行と同時に実施すると表明した。既存の法規の整理も進め、外商投資法と一致しないものは全て廃止か修正するとした。外資の市場参入についても、制限緩和を表明した。外商投資参入ネガティブリスト、自由貿易試験区外商投資参入ネガティブリストの改訂を行い、特に付加価値電信業務、医療機関、教育サービス、交通運輸、インフラ、エネルギー資源などの領域で開放を進めるとした。また、ネガティブリストで外資参入が禁止されていない分野については、全て参入可能を徹底するとした。

このように、中国政府が開放措置を継続的に推進していることも背景に、日系企業の中国における事業拡大傾向は、回復基調にある。中国に進出している日系企業に対して2018年10～11月にジェトロが実施したアンケート調査では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は48.7%となっている。中国における同事業拡大の意向は2015年度に38.1%と、1998年の調査開始以来初めて4割を下回ったが、2016年度は2.0ポイント拡大し40.1%となった。さらに、2017年度は48.3%、2018年度は48.7%と拡大意欲の回復傾向が続いている（なお、当該調査は2019年度も実施予定であり、12月下旬頃にジェトロHPにおいてプレスリリース予定）。

「拡大」と回答した企業に対し、具体的に「拡大する機能」を複数回答で尋ねたところ、「販売機能」（59.5%）、「生産（高付加価値品）」（37.4%）が1、2位の回答となった。中国で製造・消費の高度化が進展する中、優れた商品や技術、ノウハウなどを提供すべく、日本企業が市場開拓を強化している様子がうかがえる。他方、足元では米中貿易摩擦の長期化・深刻化による影響の懸念が広がりつつある。ジェトロが2018年9～12月に実施した「関税引き上げ等の保護主義的な動きの進出日系企業への影響」調査において、中国全体では「マイナスの影響がある」と回答した企業の割合が37.3%で、「影響はない」と同率（単一回答）だった。地域別では、「マイナスの影響がある」と回答した企業の割合は、広州51.4%、青島41.5%、上海39.0%の順で、輸出企業が多い中国沿海地域で高い傾向にある。ただ、この内訳を見ると、輸出減による「海外売り上げ」の減少（48.1%）よりも、「国内売り上げ」（55.3%）への影響を懸念する企業が多く、直接的な影響（輸出）よりも中国経済自体の減速や中国国内のサプライチェーンなどを通じた影響への懸念の方が大きいことが見て取れる。

中国の内需の拡大を背景に、自動車を中心とした製造業の対中投資に復調の兆しが見られるものの、今後、米中摩擦や世界的な保護主義の動きが強まっていけば、中国の内需にマイナスの影響を及ぼし、日系企業の事業や投資拡大意欲に影響が及ぶ可能性はあり得る。米中摩擦の行方とその影響を見通すことは難しいが、ジェトロでは米中関係に関する特設ページをHP上に設け情報発信を強化しており、是非読者の方々にもご活用いただければ幸いである。

特設ページ URL

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/us-china/

(連絡先)

日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 中国北アジア課

島田 英樹

住所：東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail：hideki_shimada@jetro.go.jp

TEL：03-3582-5181

7 ページから 11 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



キャプテン翼展から日中、米中関係を考える ボールはともだちこわくないが、外交には利害が雑(まじ)う

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

「智者之慮、必雑於利害 (智者の慮は必ず利害に雑う)」
孫子の兵法の第八章「九変篇」

結局は悪化していく米中関係

米中の覇権争いは続いている。ほぼ毎日新しい情報が更新されている。この原稿を書いている時点 (8 月 16 日) では、米国の中国に対する第 4 弾の追加関税が決まっている。具体的には、8 月 1 日のトランプ大統領のツイートにて「3 カ月前に対中協議はディールしかけたが、残念なことに中国は再交渉を決めた。巨額の農産物の購入を約束したのに、それも実行しない」との不満が表明され、約 3,000 億ドル分に対して 10%の関税を課すことが発表された。トランプ大統領の発言から推察するに、中国側が農産物の購入を実行せず、再交渉を求めると要求をしたことで、追加関税を避けられなかったようだ。だがその後、8 月 13 日には米国政府の発表で特定品目の追加関税実施日が 9 月 1 日から、12 月 15 日へと延期された。

興味深いことに、中国側は短期間ながらも時間稼ぎに継続的に成功している。元を正せば、トランプ大統領が 5 月 13 日に発表した「第 4 弾」の関税に対して、米通商代表部 (USTR) は 6 月 17 日より公聴会を開始していた。あれから 6 月末の大阪 G20 の米中首脳会談にて米中の関係が改善、第 4 弾関税の発動先送りがあった。だが中国側の態度に業を煮やした米国が、8 月 1 日時点で一旦 9 月 1 日からの関税引き上げを表明したが、それでさえも結局は特定品目の 12 月 15 日からの発動へと延期されることが決まったというわけだ。

中国が時間稼ぎに成功した理由を、米中双方の「利害」を中心に振り返ってみよう。

中国は大阪 G20 前には、米国に求める「重要な原則」では譲歩しないとしていた。その「重要な原則」とは 1/懲罰的な関税の撤廃、2/中国が輸入する米国製品の数量の合理化、3/合意文書はバランスの取れた文言であること、である。

だが、中国の習近平国家主席は G20 にて 5 つの重大措置を発表している。少し長い書き出しがおこう。それは、(1) 市場のさらなる開放：2019 年版の外資参入ネガティブリストを公表し、農業・採鉱業・製造業・サービス業の開放をさらに拡大、(2) 自発的に輸入を拡大、(3) ビジネス環境を改善：2020 年 1 月 1 日に新たな外商投資法制度を実施し、権利侵害に関する懲罰的損害賠償制度を導入、(4) 平等な待遇を全面的に実施する：外資参入ネガティブリスト以外の制限を全面的に撤廃、(5) 経済貿易協定を強力に推進：域内包括的経済連携 (RCEP)、中国 EU 投資協定交渉、中日韓自由貿易協定を推進する、というものである。

その結果、6 月末の米中首脳会談では、米国がこれまでの関税 (第 3 弾までの対中制裁関税) を撤廃せずに、中国側が米国からの農産物の輸入を拡大することが決められたと報じられている。さ

らに重大措置には中国側に新しい法制度を実施するという内容がある。つまり中国側が主張した「重要な原則」が守られていないにも関わらず、中国側は米国に譲歩を約束したと解釈することができよう。

その後の8月1日における9月1日からの第4弾追加関税発表と、8月13日の米国政府による特定品目の12月15日への発動延期はどうか。一旦は不満をあらわにして9月1日からの追加関税を発表したトランプ大統領だったが、その後実施を延期した理由について、8月13日のツイートで「いつものように中国は、アメリカの偉大な農家から「大いに」買うと言った。いまのところ言ったことを実行してはいない。今回は違うかもしれない！」としている。農産物の輸入拡大が再度議論されたのだろう。さらに言えばトランプ大統領は報道陣に対して、今年のクリスマス商戦でアメリカの消費者に打撃を与えるから、と延期の理由を説明している。要するに米国農家への利得と、消費者への損害最小化を考えた米国が、中国側の時間稼ぎを許したように見える。

つまり、これまでの時間稼ぎは、米国側に「利」それ自体（米国消費者への短期的マイナスの回避）と、農作物の輸入強化と法律変更が米国側にとっての「利」であることを知り、それを受け入れた中国側によってもたらされたものであると考えている。

* * *

それでは何故中国側は「重要な原則」が守られていない可能性が高い中で、つまり「害」がある中で、時間稼ぎが必要なのだろうか。その答えは、例えば、ファーウェイ創業者の任正非・最高経営責任者（CEO）による5月のインタビューにヒントがある。任正非はファーウェイが2年以内に米国サプライヤー依存から脱却をする、と話した。逆に言えば、2年間は、米国に依存せざるを得ない。その間の時間稼ぎが、中国側は必要となっている。それが中国の「利」である。そのために、米国側に何らかの形で譲歩を続けているように見える。

中国が譲歩したことで、米国側はトランプ大統領の支持層である農家へのアピールという追加的な「利」がさらに取得可能になった。それが、一旦は米国側が大阪 G20 にて中国側の提案を飲んだ理由であろう。その結果、ファーウェイが一部の部品を米国サプライヤーから購入可能となるかにもえた。しかし、それが再度、中国側の態度が不十分だったとして第4弾の関税がかけられてしまったというわけである。

米国側ではなく中国側によってもたらされた歩み寄りであるならば、関係改善の時間稼ぎの時期が長引く可能性が比較的高いと考えられるだろう。だが結局は、中国側が技術を磨けば磨くほど、両者の覇権争いは激化する。両者の関係は一時的に歩み寄りつつ、結局は悪化していく可能性が高い。

* * *

開かれた「キャプテン翼」展

そのような中、7月より、上海市南京路の大丸百貨で、『走れ！キャプテン翼』中国初展示会が開催されている。

『キャプテン翼』は1981年より連載が開始された日本のサッカー漫画である。なんのことはない単なる展示会の一つと思いたいが、エコノミストは様々な事象を、経済と結び付けて考えてしまう。

筆者は、このキャプテン翼展の開催は、(1) 2018年5月以来の日中関係の持続的な改善、(2) 経済成長率が鈍化する中国において重視され始めている社会保障費抑制のための健康促進策、(3) 2012年より中国共産党中央委員会総書記を務める習近平国家主席のサッカー好き、という事情が複合的に作用した結果だとみている。中国共産党中央直属の中国外文出版發行事業局が運営する中国網の

記事には「ファンたちの子供時代の記憶を再現」とあるが、もちろん中国人の子ども時代のことである。開催の3つの背景について、それぞれ説明してみる。

まずは(1)日中関係の持続的改善である。2018年5月の「李克強ショック」(李克強首相の訪日、トヨタ工場の訪問)以来、特に自動車産業に関して日中の関係は大幅に改善しており、様々な企業の提携が始動している。

背景には日中両者の「利害」が一致したことがある。中国側は日本から(1)技術(ノンプラグインハイブリッドやFCV)と(2)市場(日本市場、特に米国に輸出制限のある携帯などの高付加価値製品)が欲しい。日本は中国の(1)市場と、(2)北朝鮮に対する直接的な抑止力が欲しい。お互いの利害が合致したことから友好関係が続いている。それが、日本アニメの展示開催や、日本のアニメ映画の人気上昇(例えば日本上映から数えて18年目の中国本土上映となった『千と千尋の神隠し』が中国映画週間ランキング(2019.6.17-23)で1位に)などにつながっている。

次に、(2)中国経済成長率の鈍化である。経済成長率が鈍化する中国においては、「量より質」への転換が画策されている。以前は成長率を一定以上に保つことによって、雇用を創出することが重要な政策の一つであった。だが成長率が二桁を割り、安定成長へと入った中、政府は社会保障やヘルスケアなど生活の「質」の充実へと舵を切っている。具体的には、社会保障・就業の政府支出に占める割合は2007年の10.9%から2018年の12.2%へと1.3%ポイント上昇している。一方で、さらに増加ペースが著しいのは医療・衛生である。医療・衛生の政府支出に占める割合は2007年の4.0%から2018年には7.1%へと3.1%ポイントも上昇している。生活の「質」を上昇させるための費用が大きな負担になりつつある。

日本でも高齢化および医療の高度化に伴う医療費の増大は、国の財政の大きな負担になっている。具体的には平成30年度予算の歳出総額97.8兆円のうち、社会保障費は33.0兆円、そのうち医療費は11.8兆円を占めているが、その金額は年々増え続けている。

「一人っ子政策」の影響もあり、日本よりも急速に少子高齢化が進む中国ではその医療・衛生の負担を減らしたいと考えている。そのためには、国民の健康状態の改善が一つの重要な要素となりうる。そこで健康促進策が必要となるわけだ。

中国国務院によって7月15日に発表された「健康中国行動(2019-2030年)」(以下、「行動」)はその流れにある。「行動」は細かい指標に関して、疾病の予防や健康増進に資する施策の指針となる様々な行動原理を示している。中国政府は2016年にも「健康中国2030計画」を発表しているが、そのアップデート版と考えてよいだろう。その「行動」の中で、「全民健身行動」として、スポーツ活動に参加する人数の割合を引き上げることが目標の一つに掲げられている。

「行動」の中で具体的にサッカーを推進しているわけではないが、キャプテン翼展の開催の背景の(3)2012年より中国共産党中央委員会総書記を務める習近平国家主席がサッカー好き、という事情も忘れてはならない。

中国には2016年に公布された「中国サッカー中長期発展プラン(2016~2050年)」がある。その中で、「サッカーを振興し発展させることは、国民の心身の健康と、優れた文化の醸成に関係し、スポーツ強国を築き、経済と社会の発展を促進し、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するために重要な意義を持つ」とされている。2023年のアジアカップは2004年に続いて2度目の中国開催になるほか、2034年のW杯にも開催国として名乗りをあげる準備をしている中国において、サッカーがスポーツ活動の一つとして数えられていることは想像に難くない。

なおスポーツ活動を促進することが医療費の削減につながるという発想は、かんぽ生命の起源である逋信省簡易保険局が1928年に「国民保健体操」としてラジオ体操を制定・普及させたことや、デンマークが自転車ハイウェイの建設を行い環境負荷の軽減以外にも医療費削減をもたらすことを

目標にしていることと相通じるものがあるということを付記しておこう。

* * *

日中関係改善の賞味期限を考える

さて、(1) 日中関係の改善、(2) 経済成長率の鈍化による「量より質」への転換からくる医療費負担の削減、(3) 習近平国家主席のサッカー好きという複合的な要因によって開かれている上海のキャプテン翼展は奇しくも米国の対中追加関税第4弾発動予定日だった9月1日までである。

一方で、その背景にある三つの事情の賞味期限はどうか。まず、(3) 習近平国家主席のサッカー好きが変わったという話は聞こえてこない。次に(2) 経済成長率鈍化に伴う、医療などを含めた社会保障費用の増大もしばらく続きそうだ。問題は、(1) 日中関係の持続的改善である。

日本側から、技術と市場が欲しい中国であるが、その技術に8割方追いつき、機能面では劣ってもコスト面で競争相手になれば、日本からの技術は不要となる。市場に関しては、日本側が米国との安全保障を強化するならば、中国側の製品を排除する必要性が生じてくるため、市場としての日本の魅力はなくなる。

そうなれば、中国側から日本との友好関係を検討するにあたっての「利」が大きく減じてしまう。残るのはある程度キャッチアップしてきた手強い競争相手としての「害」であろう。そのような状況では、再び息を潜めている領土問題などが顕在化しかねない。つまり、日中関係の悪化が視野に入ることになる。2012年9月の領土問題をめぐる中国での大規模な反日デモの記憶は、まだ新しい。

* * *

智者は誰か、すでに経験済みの日本は過去から学べるか

孫子は兵法の第八章「九変篇」にて、「智者之慮、必雑於利害（智者の慮は必ず利害に雑う）」と説く。智者の思慮というものは、ある一つの事柄を考える際にも「利」と「害」という両面から洞察するものだ。

そのあとにこう続ける。「雑於利、而務可信也、雑於害、而患可解也（利に雑えて務め信ぶべきなり、害に雑えて患い解くべきなり）」、つまり、相手に利になる事柄に害の側面を交えて考えることで、自らを信用させることができる、また、害となる事柄に利益の側面も交えることで、相手の懸念を消すことができる、というわけだ。

日中関係しかり、米中関係しかり、「利害」が複雑に絡み合っている。今の日中は、互いの「利」が勝り関係が改善しているわけだが、いずれ「害」が大きく見える時期がやってくる。その際に、「利」を交えて相手の懸念を消すことができるのか。智者となるのは、日米中いずれの国なのか。国同士は難しくとも企業は智者となれるのか。

その答えは、米中関係を生き残った日本企業の中にすでにある。だが与えられた紙面はすでに尽きてしまった。答えの一つはおそらく徹底的な現地化なのであろう。

<参考リンク (7月30日閲覧)>

Caixin : Huawei Working to End Reliance on U.S. in Two Years, Founder Says

<https://www.caixinglobal.com/2019-07-01/huawei-working-to-end-reliance-on-us-in-two-years-founder-says-101433741.html>

TechCrunch : ファーウェイが米国サプライヤーから部品を購入できるように

<https://jp.techcrunch.com/2019/06/30/2019-06-29-huawei-us-supplier-ban-lifted/>

中国網：『キャプテン翼』上海展が開催 名シーンを再現

http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2019-07/10/content_74975078.htm

CRI：中国大陸部映画興行週間ランキング (2019.6.17-2019.6.23)

<http://japanese.cri.cn/20190627/9ba54a55-c256-b748-63b7-345174ace988.html>

中華人民共和国中央人民政府：

http://www.gov.cn/xinwen/2019-07/15/content_5409694.htm

中国サッカー中長期発展計画：

<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbghwb/201604/W020160419364116725683.pdf>

亜州 IR：23 年サッカーアジア杯開催国が中国に決定、スポーツ産業の追い風

<http://www.ashu-chinastatistics.com/news/403995-19616515240>

亜州 IR：中国：「2034 年サッカーW 杯」開催国に名乗りか、協会が申請準備

<http://www.ashu-chinastatistics.com/news/108144-35822913410>

かんぽ生命：ラジオ体操・みんなの体操

<https://www.jp-life.japanpost.jp/radio/index.html>

EPILOGI：【2018 年版】診療科別・医師の年収比較～給与の高い科目はここだ！

<https://epilogi.dr-10.com/articles/3472/>

国税庁：

<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/minkan/index.htm>

国家統計局：

http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201901/t20190121_1645791.html

The Paper：

https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_3141115

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL：03-6627-5234



「華南ビジネス最前線」 第42回 ～大湾区緊密協力モデルの構築 広東省マカオ合作漢方薬科技産業園

三菱UFJ銀行
アジア法人営業統括部
アドバイザー室

2011年3月、広東省人民政府とマカオ政府は、広東省（以下「粵」）・マカオ（以下「澳」）間の緊密協力と相互発展により、アジア太平洋地域で最も競争力のある都市郡を構築することを目指し、「粵澳協力枠組み協定」（以下、枠組み）に調印した。また、当該枠組みの方向性に基づき、粵澳両政府は、2011年より毎年具体的な作業要点を策定し、観光レジャー・文化・漢方薬産業、インフラや公共サービスにおける地域間協力に取り組んできた。その一環として、2018年3月、粵澳両政府による共同開発の初プロジェクトである「粵澳合作漢方薬科技産業園」（以下、漢方薬産業園）が開園した。本稿では漢方薬産業園をピックアップし、その発展状況について簡単に紹介したい。

1. 背景

マカオは、広東・香港・マカオグレーターベイエリア（粵港澳大湾区、以下「大湾区」）の4大中心都市の1つであるが、面積や人口規模は大湾区の中で最も小さい。2011年に調印された協力枠組みや2019年2月に公表された「大湾区発展規画綱要」¹においては、マカオの適度な経済多元発展を推進することが取り上げられた。マカオの主要産業であるカジノ以外の産業を多様化するためには、従来のマカオ自体の人材や制度等の優位性を活かすだけでなく、広東省と緊密な協力を取りつつ、広東省の土地資源や生産能力を活用することが非常に重要となる。マカオに隣接する珠海横琴地区は、2011年から一貫して、粵澳両地の主要協力プラットフォームとして位置付けられており、両政府は横琴で5km²の「粵澳合作産業園」を共同開発し、主に漢方薬、クリエイティブ、教育、研修等の産業を重点的に投資を誘致している。うち、漢方薬産業園は「粵澳合作産業園」の初めてのプロジェクトであり、漢方薬・保健食品の研究開発、ポルトガル諸国や一帯一路沿線国への進出を促進することを目指している。

2. 漢方薬産業園の概要

横琴新区のインフラ整備状況

漢方薬産業園は、珠海市横琴新区西北部のハイテク区に位置する。横琴新区は、川を一本隔てて珠海市各区やマカオと向かい合っており、広東・香港・マカオ（以下、粵港澳）を繋ぐ拠点として位置付けられている。区内では、粵港澳の協力と融合を支える交通インフラの装備が着々と進んでおり、大湾区各主要都市との「30分生活圏」、「1時間生活圏」が形成されつつある。

¹ 中国国務院が2019年2月18日に公表した大湾区に関する計画の綱要である。綱要では、大湾区発展における具体的な方向性が示され、インフラ建設、イノベーション産業支援、金融政策開放、市民生活利便措置等幅広い施政方針が盛り込まれた。

図表 1：横琴のインフラ整備状況



出所：珠海市投資ガイドブック、漢方薬産業園区の HP より作成

島である横琴にとって、大橋は主要な交通網である。特に、粵港澳を結ぶ大橋（「港珠澳大橋」）の開通は、横琴—香港間の移動を従来の2時間（陸路+フェリー）から30分へと大幅に短縮した。また、2021—2022年にかけて、「金海大橋」、「洪鶴大橋」、「香海大橋」を含む3本の主要大橋が開通する見込みで、横琴・香洲区から珠海西部までの移動時間が大幅に短縮される。「金海大橋」の開通により、横琴—珠海空港間の移動が約15分で実現できるほか、これらの橋の利用により、横琴から各都市への高速道路網活用の利便性が高まることから、大湾区各都市への移動が更にスムーズになる。

鉄道では、珠海拱北口岸—横琴を結ぶ「広珠都市鉄道」²の延長線1期（図表1：①）が2019年内に、横琴—珠海空港を繋ぐ延長線2期（図表1：②）が2023年に開通予定で、横琴—金湾区、横琴—中山・江門・広州間の高速度移動が可能だ。横琴からマカオまでの最短距離はわずか200メートルで、東部の橋でマカオと繋がっている。将来的にマカオのモノレールは横琴口岸まで伸び、横琴の「広珠都市鉄道」と繋がる予定もある。

空・海の移動では、横琴周辺100km範囲内に、国内・国際線が就航する空港が5つ、国際コンテナターミナルが4つある。うち、珠海空港、マカオ空港及び香港空港は30分圏内にあり、計画中の「深珠通道」³が開通すれば、横琴から深圳空港まで1時間以内で到達することが可能となる。

漢方薬産業園は、横琴の核心地に位置し、30分以内で主要なインフラにアクセスできる。これらのインフラを活用しながら、園区は粵港澳の協力と融合を促進する役割をさらに発揮することが期待されている。

漢方薬産業園の開発状況

漢方薬産業園の計画面積は50万m²で、2012年に建設開始し、2018年3月の園区本部総合ビルの竣工に伴い、正式に開園した。現在、マカオ政府と横琴新区政府の合弁会社が園区を運営・管理しており、マカオの人材・資金やポルトガル語圏諸国との繋がり、珠海の土地資源を活用しながら、漢方薬の研究開発、品質認証、生産及び国際登録機構を誘致している。2019年3月までに、中国製薬大手の麗珠集団（リブゾンファーマ）や康美薬業、マカオ大学・北京大学共同成立による研究院、世界的に著名な検査・認証大手であるインターテック、薬品管理・監督オフィシャル機構である広東省薬品监督管理局等の関連機構が26社入居した。

² 広州、珠海及び江門を繋ぐ高速鉄道。2005年12月着工し、2011年に広州南駅—珠海北駅、広州南駅—江門新会駅間、2012年に珠海北駅—珠海駅間が開通した。

³ 深圳市と珠海市を結ぶ24kmの大橋。2010年に提起され、2016年に深圳市が発表した「深圳市軌道交通線網計画（2016—2030）」、2017年に珠海市が発表した「珠海市総合交通配置計画」でも言及された。「深珠通道」が開通すれば、珠海・深圳間の移動は従来の2～3時間から30分までに大幅に短縮される。

図表2：漢方薬産業園の全体図



出所：漢方薬産業園区のHPより作成

また、産業園は、2015年よりマカオ、タイ、ポルトガル、バルセロナ、モザンビーク（アフリカ）等で国際フォーラムやトレーニングプログラムを開催し、当地の医薬研究院や学院とMOUを締結し、伝統医薬における各地域との協力基礎を築いてきた。また、「漢方薬製品海外登録サービスプラットフォーム」⁴の利点を活かし、入居企業のモザンビークにおける製品登録を支援し、販路を開拓してきた。今後、園区は園内の施設（図表2）を活用しながら、漢方薬・保健品産業におけるイノベーションの加速、一帯一路における国際健康産業交流・貿易プラットフォームとしての構築を目指し積極的に動いていくとしている。

図表3：園区の主要施設

| 施設 | | 概要 |
|--------------------------|----------|---|
| 漢方薬・ 保健品 R&D・ 生産施設 | 企業開発本部ビル | ・一棟貸で、園内重点企業の本部オフィス、研究開発施設として利用可能 ・2019年3月時点、本部ビル5棟のうち、3棟が貸出済み |
| | GMP 試製工場 | ・中国・EU GMP ガイドラインに沿って設置された治験薬と登録試用品生産工場 |
| | 検査・テストビル | ・Intertek と共同投資の施設で、園区の企業へ検査、認証、分析及びコンサルサービスを提供し、製品の転換や品質レベルアップを促進する |
| | 漢方抽出施設 | ・中国・EU GMP ガイドラインに沿って設置された原料生薬エッセンス抽出工場 |
| イノベーション 加速施設 | インキュベーター | ・スタートアップ企業へオフィス、研究開発施設、技術・資金サポート及びインキュベーションサービスを提供 ・中小企業を対象とし、100 - 600 m ² のスペースがレンタルできる |
| | アクセラレーター | ・成長型の企業へオフィス、研究開発施設、技術・資金サポート及び加速サービスを提供 ・フロア貸し (1,100 - 1,500 m ²) で、一定規模のある企業を対象とする |
| 健康産業の 交流・貿易促進 施設 | 園区本部総合ビル | ・園区の本部ビルとして機能し、商貿施設・展示ホール、学術講演ホール、会議室や伝統医薬国際交流プラットフォームを整備 ・国際交流協力センター医薬品の国際登録、サービス貿易、技術協力、文化交流のサービスを提供 |
| 文化・観光 レジャー施設 | 医療健康ホテル | ・医療・保健を中心とする施設。専門技術を活用し新たな養生体験を与える |
| | 文化・商業通り | ・漢方薬文化を核心とする商業通り |
| | 漢方薬博物館 | ・漢方薬文化・健康レジャーをテーマとし、芸術と技術を融合しながら新たな展示方式で漢方薬文化を伝える博物館 |

⁴ 国家の承認で設立され、漢方薬の海外登録、海外医療システムへの導入、販売通路の開拓向けのサービスプラットフォーム。現在全国で2箇所のみ（天津）。

3. 園区の優遇政策

漢方薬産業園は粵港澳協力プラットフォームであり、主要な出資方であるマカオ以外に、香港企業もマカオ企業と同様の優遇策を享受できる。例えば、一定条件を満たす香港・マカオ企業に対し、家賃補助⁵を与えたり、税金⁶、人材⁷等における地方優遇政策を享受できるとするほか、入園企業専用の奨励・補助も同時に受け取ることを可能としている。また、薬品の自主開発を促進するための設備購入や新薬登録に対し、園区は最高 1,000 万元の高額奨励を与えている。

図表 4：園区専用の優遇策

| 概要 | |
|-----------|---|
| 優遇策適用対象 | <ul style="list-style-type: none"> 横琴での工商、税務登記から 1 ヶ月以上経過し、5 年以内に横琴新区から転出しないことを承諾した企業 「横琴産業発展指導目次」の規定に従い、バイオ製薬、保健食品、医療器械等医療健康領域における研究開発、試製、販売、サービスを主要業務として営業している企業、または関連管理、投資、コンサル、トレーニング等仲介サービスを提供する機構 |
| 研究開発費用の補助 | <ul style="list-style-type: none"> 国内外著名高校、国家重点ラボや国家企業技術センター等の機構が設立した公共ラボ・研究成果転化機構、または国内外著名認証・検査機構に対し、最高 1,000 万元の設備購入補助を支給 薬品臨床前研究が完成した臨床研究承認獲得企業へ研究開発費用の 30%、最高 100 万元を奨励（一回限り） 薬品臨床試験が完成した企業へ每期実際試験費用の 30%、最高 150 万元を支給（一回限り） |
| レンタル | <ul style="list-style-type: none"> 毎月 50 元/㎡のレンタル補助を支給（補助面積は 2,000 ㎡を上回らない。最長 36 ヶ月） 補助面積が 300 ㎡を超えない場合、実際面積で計算した金額を補助 補助面積が 300 ㎡以上の場合、「横琴で納付した社会保険人数×一人あたり補助面積」⁸で計算し補助 一定条件を満たすプロジェクト、イノベーション・スタートアップチーム、研究開発機構、イノベーション公共プラットフォーム及び香港・マカオ企業に対し、最高毎月 100 元/㎡を補助 |
| 税金奨励 | <ul style="list-style-type: none"> 年度納税額が 500 万元を超える企業に対し「横琴新区本部経済促進発展弁法」に従い奨励 年度納税額 10 万—500 万元の企業に対し当年度地方財政への貢献額の 90%を補助（最長 3 年間） |
| 製品登録・認証奨励 | <ul style="list-style-type: none"> 新薬：国家第一類新薬証書を取得する企業へ、最高 1,000 万元を奨励（一回限り）。国家薬品登録分類に沿ったその他新薬証書の取得企業へ登録申請時所要費用を補助（一回限り、最高 300 万元を奨励） 医療機器：創新型第 3 類医療機器登録証書取得企業へ、登録申請時所要費用を補助（最高 300 万元） 保健品：初回の自主研究開発で保健食品の承認を獲得した企業・研究開発機構へ、承認番号あたり 10 万元を奨励（最高 30 万元/年） 国際認証：FDA、EMA、EDQM、CE 登録認証を取得した新薬、保健食品、医療器械（第 2 類、3 類）へ、登録申請につき実際に支払った費用の 50%を補助（毎年最高 600 万元） |

4. まとめ

⁵ 現在の園区施設レンタル料金は 50—100 元/㎡/月であるが、港澳企業に対する最高補助は 100 元/㎡/月（最長 3 年間）。

⁶ 横琴で勤務する香港・マカオの居住者に対しては、香港・マカオと同等の個人所得税を適用し、税の差額を全額補助する。また、「横琴産業発展指導目次」に基づき条件を満たす企業は、15%の企業所得税率を享受できる。

⁷ 一定条件を満たす人材へ、実際の貢献に基づき奨励金を支給（最高で市保留部分の個人所得税の 200%を奨励）。

⁸ 商務オフィス施設：10 ㎡/人、研究開発、試製、医療サービス施設：30 ㎡/人。

漢方薬産業園は、粵澳協力モデルの構築手段として、国や地方政府がインフラ、園区建設、資金、政策等においてさまざまな支援を設けている。園区は漢方薬をテーマとしているが、漢方製薬・保健食品以外にもバイオ製薬、医療機器等その他健康領域関連の機構とその仲介サービス機構も入園することが可能である。現代の医療体系上、漢方薬の国際化にはまだ多くの技術障壁がある。そのため、漢方産業園区では、技術力や競争力のある国内外機構やイノベーション力の高いスタートアップチームの誘致に意欲的である。粵澳両政府の連携の力を借りながら、また、大湾区における横琴の地理的、政策的優位性を活かしながら、産業園が今後更なる発展を遂げることを期待したい。

以上

(本稿はニュースフォーカス 2019年5月20日掲載分を一部修正したレポートです)

三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email：peggy_sp_cheung@hk.mufg.jp
TEL：852-2821-3782

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



税務会計: 米中貿易摩擦の影響をコントロールするため、中国政府、対米追加関税の適用除外申請の受理を開始

KPMG中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

米中経済は切り離して発展することはできないと言われるほど、緊密、かつ複雑な関係を有し、今年4月からエスカレートした米中貿易摩擦は両国の輸出入業者の利益に大きく影響を及ぼし始め、世界で広く注目される焦点ともなってきた。中国当局は、影響をコントロールすることを図り、その対応措置の一つとして、対米報復措置の必要性和中国国内利害関係者の利益保護とのバランスを配慮し、2019年5月13日付で「対米追加関税賦課商品適用除外業務の試行に関する国務院関税税則委員会の公告」(以下「2号公告」)を中国国務院関税税則委員会(以下「税委会」)より公布した。同公告は6月3日から対米追加関税賦課の適用除外商品の申請を受理し、除外手続き作業を開始すると発表したもので、除外要件を満たす商品については追加関税の発動を猶予し、又、税金還付の要件を充足する場合には、既に徴収された追加関税も還付される。

輸入貨物が中国の対米追加関税の対象となる日系グループ、現地企業は、追加関税の影響、及び以下の規定内容に照らしながら、適用除外申請の必要性、有効性を十分に評価した上で、除外申請を行うことができる。

対米追加関税賦課商品適用除外申請アプローチ

適格申請者

- 関連商品の輸入、生産又は運用に関わる在中国企業
- 関連業界の協会(団体)

適用除外の対象商品

第一陣として申請できる品目

- 2018年7月6日から追加関税が賦課された「500億米ドル規模の米国原産輸入品に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会公告〔2018〕5号)の付属文書「対米追加関税賦課対象品目リスト1」に掲載の品目
- 2018年8月23日から追加関税が賦課された「160億米ドル規模の米国原産の輸入品に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会公告〔2018〕7号)の付属文書「対米追加関税賦課対象品目リスト2」に掲載の品目

第二陣として申請できる品目

- 2018年9月24日から追加関税が賦課され、且つ、2019年6月1日から一部追加関税率が引き上げられた「米国原産の一部輸入品(第2ステップ)に対する追加関税賦課に関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会公告〔2018〕6号)の付属リスト1-4に掲載の品目

注)「米国を原産国とする自動車及び部品に対する追加関税賦課の一時停止に関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会公告〔2018〕10号)及び「米国原産の自動車及び部品に対する追加関税賦課の一時停止の延期に関する国務院関税税則委員会の公告」(税委会公告〔2019〕1号)において追加関税賦課一時停止の対象となる自動車及び部品は適用除外の対象とはしない。

申請手続及び申請時期

- 財政部関税政策研究センターのウェブサイトを通じて必要情報を記入し、適用除外を申請することができる。
- 1 品目 (HS コード 8 桁) につき 1 つの申請フォームに記入する。
- 第一陣として申請できる品目の申請期間は 2019 年 6 月 3 日から 2019 年 7 月 5 日まで、第二陣として申請できる品目の申請期間は 2019 年 9 月 2 日から 2019 年 10 月 18 日までとする。

税委会の除外申請に対する審査ポイント

税委会は申請者の記述に対し、次に掲げる 3 項目を重点として審査を行う。

- 代替品の確保が困難
- 追加関税賦課が申請者に与える経済的な損害が重篤
- 追加関税賦課が関連業界の構造的な側面にマイナス影響を与え、或いは社会に与える影響が重篤

適用除外措置のメリット

- 適用除外リストに記載された商品は、当該措置が実施された日から 1 年の期間は対米報復追加関税を賦課しないとされている。
- 税還付の要件を充足する場合 (例えば、適用除外リストに記載され、8 桁の HS コードに基づいて除外される商品、或いは税関より専用の付加コードを与えられ、除外される商品の場合)、既に賦課された関税は関連輸入業者に還付される。

KPMG の所見

輸入貨物が対米追加関税の対象となる在中国企業は、追加関税の影響及び適用除外申請の必要性を十分に評価し、除外申請の提出に先立ち、下記の事項に注意を払う必要がある。

適用除外申請の様式について

「2 号公告」では、適用除外の申請手続は財政部関税政策研究センターの申請用ウェブサイトを通じて提出しなければならないと規定しているが、記入事項や要求に関する詳しい情報は明確にされていない。このため、申請者は「2 号公告」に基づき、事前に必要情報を準備しておかなければならない。ウェブサイト運行開始後、除外申請の様式に従って即時に情報を調整、追加し、記入内容の規定を満たす情報を確保する。

追加関税還付の遡及期間について

「2 号公告」に従い、税還付の要件を満たす輸入業者は、既に賦課された追加関税の返還を申請できるが、その遡及期間については明らかにされていない。遡及期間などの追加関税の還付に関しては、適用除外リストの発表とともに明確にされるであろうと見込まれている。

米国原産の自動車及び部品について

「2 号公告」では、特に追加関税の賦課停止又は一時中止措置が適用される自動車又は自動車部品は申請品目の対象外とすることにも言及している。一部の自動車及び部品は「米国原産の一部輸入品に対する追加関税率の引き上げに関する国务院関税税則委員会の公告」(税委会公告〔2019〕3 号) 付属リストに組み入れられないため、マスコミや業界関係者の間では、「追加関税賦課の一時中止」から「賦課の停止」にシフトされたのではないかとの見方も広がっている。KPMG の理解では、

税委会がその他の関連政策を公布しない限り、自動車及び部品は依然として追加関税賦課の一時中止品目に属しており、米国原産の自動車及び部品に関わる追加関税賦課の再開の可能性を排除できない。

KPMG のご提案

除外適用申請手続きの提出を予定している企業は、税委会からの3つの要求に照らしながら、追加関税賦課がもたらす不利な影響を証明する事実及びデータを取りまとめ、下記の視点に基づいて当該商品を除外する必要性について述べていく。

- その他原産地の代替品が使用不能なため、追加関税の賦課が対米報復措置の目的に抵触する。
- 追加関税の賦課が企業自体及び中国国内外の川上・川下産業の経済状況に打撃を与える。
- 関連商品に対する追加関税の賦課が中国の経済成長に大きなマイナス影響を与える。

企業の関税政策の制定参画、及び米中貿易摩擦に伴う課題の対応については、専門性が高く、新しい問題領域であり、上記適用除外の申請を対応措置と考える場合、申請品目の選定、申請事由の準備と説明、当局とのコミュニケーションなどについては、適宜、外部の専門家からの効果的な指導とサポートを受けることを提案します。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com



法務:中国土地管理法の改正に伴う農村集団用地の流通 —外資系企業の集団土地使用をめぐる法的問題

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

I はじめに

中国市場の対外開放の拡大、急速な経済発展の中、中国において生産拠点を設立、又はそれを計画している外資系企業が増えつつある。一方、中国の土地制度・政策は、欧米や日本と根本的に異なっていることから、外資系企業においては、理解不足のまま土地を利用し、トラブルに巻き込まれたケースがよく見受けられている。また、近年の中国においては、都市化の進展、土地価格の高騰、産業構造の調整等の要因により、中国政府は集団土地を活用する目的として、中国土地管理法（2004年8月28日改正）（以下、「土地管理法」という）の改正¹をめぐる各種土地政策が公布され、外資系企業にとって、従来の国有土地の問題のみならず、集団土地の利用も以前より重視されるようになったものといえよう。

そこで、本稿は、中国の土地制度の概要を紹介したうえで、実務において外資系企業が中国の集団土地を利用する際に直面している法的問題点及び土地管理法の改正に伴う外資系企業への利点につき、考察を行うものとした。

II 中国の土地制度

1. 土地所有権制度

欧米や日本の土地制度と異なり、中国では土地の私有を認めておらず、土地の社会主義公有制を実施しており、全ての土地が国所有又は農民の集団所有に属すとされている²。すなわち、中国における土地の性質は、国の土地及び集団の土地に大別することができる。

なお、土地用途の面から、中国の土地は農業用地、建設用地と未利用地に分類することもできる。このうち、農業用地とは、農業生産に直接用いられる土地を指し、耕地、林地、草地、農地水利用地、養殖水域等が含まれる。建設用地とは、建築物、構築物を建造する土地を指し、都市・農村住宅及び公共施設用地、鉱工業用地、交通・水利設備用地、観光用地、軍事施設用地などが含まれる。未利用地とは、農業用地と建設用地以外の土地を指す（土地管理法4条）。

2. 土地使用権制度

前述したとおり、中国では、全ての土地が国有又は集団所有であり、「所有権」の譲渡・賃借などが認められておらず、「使用権」しか与えられていない。また、土地使用権は土地所有権と同じく、土地の性質により、国有土地使用権及び集団土地使用権に分けられる。

¹ 全国人民代表大会は2019年7月5日、その公式サイトにおいて「土地管理法（改正案草案）二回審議案」を公布し、2019年8月3日まで意見募集を行った。また、特別な説明がない場合、本文に記載された土地管理法は、現行有効の2004年に改正された土地管理法を指している。

² 具体的には、憲法10条において、「都市の土地は、国の所有に属する。農村及び都市郊外地区の土地は、法律により国の所有に属すると定められたものを除き、集団所有に属する。宅地、自留地及び自留山も、集団所有に属する」と定められている。

国有土地の使用权は、その取得方法によって、払下げ³及び割当⁴がある。通常、企業が生産経営のため国有土地を利用する場合は、払下げで取得するケースが多く見受けられる。一方、農民集団所有の土地の使用权は、払下げ、譲渡、賃借、又は非農業建設に用いることが禁止されている⁵。そのため、集団土地に工場等⁶を建設する場合、通常、国家による収用手続を通じて当該集団土地を国有土地に転換する必要があると解される。

Ⅲ 現行法令に基づく外資系企業による集団土地の利用のリスク

上記の中国土地に関する独特な制度に基づいて、外資系企業が中国で工場建物を建設する場合、基本的に(1)国有土地の使用权を払下げで取得し、その土地に工場建物を建設すること、(2)国有土地における既存の工場建物を賃借すること、(3)国有土地の使用权を賃借し、その土地に工場を建設することの3つの方法がある。

一方、実務において、地価等の理由から、外資系企業が農村部集団土地を賃借し、その土地に工場を建設するケースも多く見受けられている。現行有効の土地管理法に基づいて、その法的リスクを次のとおり検討する。

1. 集団土地の使用法

前述したとおり、集団土地の使用权に関し、土地管理法は、「郷鎮企業、村民建設住宅、郷(鎮)公共施設及び公益事業の建設のために法により使用許可された農民集団所有の土地を使用する場合を除き、いかなる単位又は個人も、建設のために土地を使用する必要がある場合、法により国有土地(国が所有する土地及び国により徴用された元農民集団が所有する土地を含む)の使用を申請しなければならない」こと(43条)のほか、「農民の集団土地の使用权を払下げ、譲渡又は賃借により非農業建設に用いることはできない」こと(63条)を定めている。

したがって、現行法令の下、外資系企業が工場建設を行うにあたり集団土地を利用するためには、①集団土地が国有土地に転換されたうえ、国からその払下げ又は賃借を受けて使用すること、②当該土地の所有者(村民委員会等)と中外合弁の郷鎮企業を設立すること⁷、これら2つの方法が考えられる。

2. 行政処罰のリスク

実務において、以上の2つの方法以外に、外資系企業が農村部集団土地を賃借し、その土地に工場を建設するケースも多く存在している。

土地利用の計画に合致した集団建設用地を不法占用した場合には、外資系企業は、県レベル以上人民政府の土地行政主管部門によって不法に占用するその土地の返還が命じられるほか、当該土地に新たに建てられた建築物及びその他の施設を没収され、かつ、不法占用土地1平方メートルにつき30元以下の過料を科せられる。また、外資系企業の直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者は、行政処分を受ける可能性がある(土地管理法76条、土地管理法实施条例42条)。

³ 土地の使用权の払下げとは、国が国有土地の使用权を一定の期間を定めて土地使用者に払い下げ、土地使用者が国に土地の使用权払下げ金を納付する行為をいう(都市不動産管理法第8条)。

⁴ 土地の使用权の割当とは、県レベル以上の人民政府が法により認可し、土地使用者が補償、再配置等の費用を納付した後、当該土地を土地使用者に引き渡して使用させる、又は土地の使用权を無償で土地使用者に引き渡して使用させる行為をいう(都市不動産管理法第23条)。

⁵ 土地管理法63条。

⁶ ただし、郷鎮企業の設立のために法による認可を経てその農民集団所有の土地を使用する場合を除く。詳細は後述する。

⁷ ただし、郷鎮企業法2条2項に基づき、中外合弁の郷鎮企業において、農村集団経済組織又は農民の投資が50%を超え、又は50%未満であるものの、支配権を有する必要があるとされている。

なお、無断で農村集団土地の使用権を非農業建設のために賃貸した集団土地の所有者・使用権者たる村民委員会も、期限内の是正命令、違法所得の没収、不法所得の5%以上20%以下の過料を受ける可能性がある（土地管理法81条、土地管理法实施条例39条）。

3. 契約無効のリスク

契約の効力について、集団土地の所有者・使用権者において、集団土地賃貸契約は法令に違反し無効であるとの主張が行われる可能性は皆無ではなく、実際に裁判所が契約の無効を認定した事例も見受けられる。例えば、広東省深圳市宝安区人民法院（2013）深宝法民三初字第276号判決において、裁判所は、原告及び被告との間で締結している「工業用地賃貸契約書」にかかわる農村集団土地について、非農業建設に用いることは禁止されるため、法令の強制的な規定に反し、無効契約であり、原告はその土地を被告に返還すると判決した⁸。

なお、賃貸借期間について、賃貸借契約の締結によって集団土地を利用する場合、賃貸借期間を40年ないし50年までと定めているケースもよく見受けられる。賃貸借期間の制限について、契約法214条において、賃貸借期間は20年を超えてはならず、20年を超えた部分は無効とされている。集団土地使用権の賃貸借に契約法上の賃貸借期間が適用されるか否かについては、契約法及びその他関連法令は明らかにしていないが、実務においては、その適用を認めた裁判例がある。例えば、天津市北辰区人民法院（2017）津0113民初118号判決において、裁判所は、契約法214条に基づき、集団土地の所有者・使用権者たる村民委員会による集団土地の賃貸借期間は20年であるとの主張を認めた⁹。また、河北省廊坊市中級人民法院（2014）廊民一終字第1437号判決も、集団土地の賃貸借の期間は20年を超えてはならないと明示している¹⁰。したがって、集団土地の賃貸借期間については、現行法に明確な規定がない現状の下、契約法214条の適用により20年を超える期間の賃貸借を無効とし、土地の返還を主張されるリスクがある。

4. 集団土地上の建物の所有権登記を行えないリスク

外資系企業が賃貸した集団土地上に工場建物などを建設するケースも少なくない。この点について、土地使用権者と建物所有権との一致を求める中国法の原則及び関連規定¹¹からすると、法令、実務の観点からも、外資系企業の名義で当該建物の所有権登記を行えないことが懸念される。

IV 集団土地に関する法令改正の動向

以上のように、現行法令の下、外資系企業が中国の集団土地を賃貸し、工場建物を建設する際に法的リスクが生じる一方、現在進められている国レベル、地方レベルの集団土地関連法令の改正に伴い、今後実務においても変化が生じてくる。

⁸ 「香港康芸工程公司与深圳市桂花股份合作公司との土地賃貸契約紛争第一審民事判決書」（事件番号（2013）深宝法民三初字第276号）は、これらの当事者間において土地賃貸借に関する契約が締結され、原告の香港康芸工程公司是被告にその賃貸土地に建設された構築物について補償金を請求したという事件だったが、深圳市宝安区人民法院は、当該賃貸土地は農村集団土地であり、国の強制規定に違反したため、当該賃貸借契約は無効であると認め、原告はその土地を被告に返還するとの判決を下したが、被告が原告に一定の損失を賠償する請求も認めた。

⁹ 「天津市北辰区大張莊鎮大楊莊村民委員会と天津市華興制鎖場、温忠華との土地賃貸借契約紛争第一審民事判決書」（事件番号（2017）津0113民初118号）は、これらの当事者間において期間30年の集団土地の賃貸借に関する契約が締結され、原告の張莊鎮大楊莊村民委員会が賃貸借期間の20年への変更を請求したという事件だったが、天津市北辰区人民法院は、契約法214条に基づきこの請求を認める判断を下した。

¹⁰ 「紀世奎と張子正、霸州市二里購販合作有限公司との契約無効確認紛争第一審民事判決書」（事件番号（2014）廊民一終字第1437号）において、河北省廊坊市中級人民法院は、一審法院と同様に、土地の賃貸借の期間は20年を超えてはならないとする明確な立場を示し、超過する部分は無効の契約と判決した。

¹¹ 例えば、物権法146条、147条、都市不動産管理法32条などがある。

1. 試行法令・政策

現時点において、農村集団建設用地の賃貸借に関する国レベルの正式な法令は定められていないが、その試行に関する法令・政策¹²によって、33の県、市、区が試行地区に指定され、集団建設用地使用権の払下げ不能を定めた土地管理法、都市不動産管理法の施行の調整や、企画、用途管理への適合、法による取得を要件とする農村集団経営性建設用地使用権の払下げ、賃貸借、持分出資の許可などが行われている。

また、2015年3月20日に国土資源部（現・自然資源部）が発した「農村土地徴収、集団経営性建設用地入市及び宅基地制度改革試行対象実施細則の印刷・配布に関する通知」（国土資発[2015]35号）¹³により、試行地区において、農村集団経営性建設用地使用権の払下げ、賃借、持分出資が許可され、これらの期間の上限は国有建設用地使用権¹⁴と同一とし、譲渡、賃貸借、抵当については国有建設用地の関連規定に照らすものとされている。

これらの規定、政策に基づいて、中国政府は現在、農村集団経営性建設用地の市場参入にかかる改革を模索しており、前出33の試行地区における改革は、その経験が土地管理法の改正に活用され、今後、土地管理法の改正に伴い農村集団経営性建設用地の市場参入が合法化する傾向が強まるものと予想される。

2. 土地管理法の改正

これらの試行地区における経験を総括のうえ、全国人民代表大会は2019年1月4日、その公式サイトにおいて第一回「土地管理法（改正案草案）」を公布し、2019年2月3日まで意見募集を行った。また、同年7月5日に、第二回審議案（以下、「審議案」という）を公布し、8月3日まで2回目の意見募集を行った。この審議案は、現行土地管理法43条¹⁵を削除するほか、63条につき、工業、商業等の経営的用途と確定され、かつ法により登記された集団建設用地について、集団建設用地の所有権者において払下げ、賃貸借等の方法により、他の組織又は個人に使用させることができるとする内容へと改正するものとしている。また、その払下げ、賃貸借などの期間については、同一用途の国有建設用地に関する規定に照らす（すなわち工業用地の使用期間の上限は50年とする）ものと定めた64条も追加されている。

これらの改正内容から、従来の集団建設用地の賃借などの有償使用に関する試行の経験がほぼ承継、反映されることになり、審議案の内容が法律として正式に施行されたとき、集団建設用地の使用は適法となり、20年を超過する賃貸借期間の有効性に関する問題も解決できるようになり、集団土地の利用中又は利用を検討している外資系企業にとって福音となる。ただし、審議案によれば、払下げ、賃貸などの利用を認められるのは、工業、商業等の経営的用途と確定され、かつ法により登記された集団建設用地に限定され、農業用地の経営的使用が禁止されていることに、注意が必要となる。

¹² 全国人民代表大会常務委員会が2015年2月27日に公布し即日施行された「国務院による北京市大興区等33の試行対象の県（市、区）行政区域における関連法律規定の臨時調整・実施の授権に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」。この規定は授権の期限を2017年12月31日までと定めていたが、その後、「国務院による北京市大興区等33の試行対象の県（市、区）行政区域における関連法律規定の臨時調整・実施の授権期限延長に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」（2017年11月4日公布・施行）及び「国務院による北京市大興区等33の試行対象の県（市、区）行政区域における関連法律規定の臨時調整・実施の授権期限延長に関する全国人民代表大会常務委員会の決定（2018）」（2018年12月29日公布・施行）により、2019年12月31日まで延長された。

¹³ この通知の全文は政府機関のサイトを含め公示されておらず、本論文に記載の内容もネット上の参考資料からの引用となる。

¹⁴ 国有土地賃貸借の期限について、「国有土地賃貸借の規範化に関する若干の意見」（1999年7月27日施行）4条によると、国有土地賃貸借は実際の状況に応じて短期賃貸借又は長期賃貸借とすることができ、具体的な賃貸借期限は賃貸借契約において定めるが、最長賃貸借期間は法律に定められた同類用途土地の払下げの最高年限（50年）を超えてはならないと定められている。

¹⁵ その内容は、本稿Ⅲ. 1を参照されたい。

もっとも、現在の審議案は意見募集稿にすぎず、法律としての正式施行までの明確な所要時間は予測困難であるが、土地管理法の改正は全国人民大会常務委員会の 2019 年立法計画¹⁶ の一つに挙げられ、すでに 2019 年 7 月 5 日に公布された審議案が 2 回目の草案であることに鑑みると、今後 1 年以内に、早ければ 2019 年中にさらなる進展が期待される。

また、審議案は、寄せられた意見に基づき今後調整される可能性もあるが、すでに数年間にわたる全国 33 試行地区での試行のほか、農村集団建設用地の市場参入政策の方向性に鑑み、農村集団建設用地の使用に有利な現時点の改正案 63 条、64 条の内容調整がありうるとはいえ、審議案とまったく異なる内容に変更される可能性は低いと思われる。したがって、今後の立法動向を注視していくことが望まれる。

V 終わりに

外資系企業の権益保護を強化する外商投資法の 2020 年 1 月 1 日からの正式施行により、外商投資が今後さらに盛んになると予想している。それゆえ、外国企業が中国で生産拠点を設立する際は、中国の土地制度の関連法令を正確に把握し、その法改正の動向に注目するほか、投資や事業を推進するにあたり、必要に応じて、弁護士等の専門家と相談しながら各種の事項を遂行していくことが望まれる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝阳区東三環中路 1 号環球金融中心 18 層東樓 18 階

Tel : 86-10-5878-5091

Fax : 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・

ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・

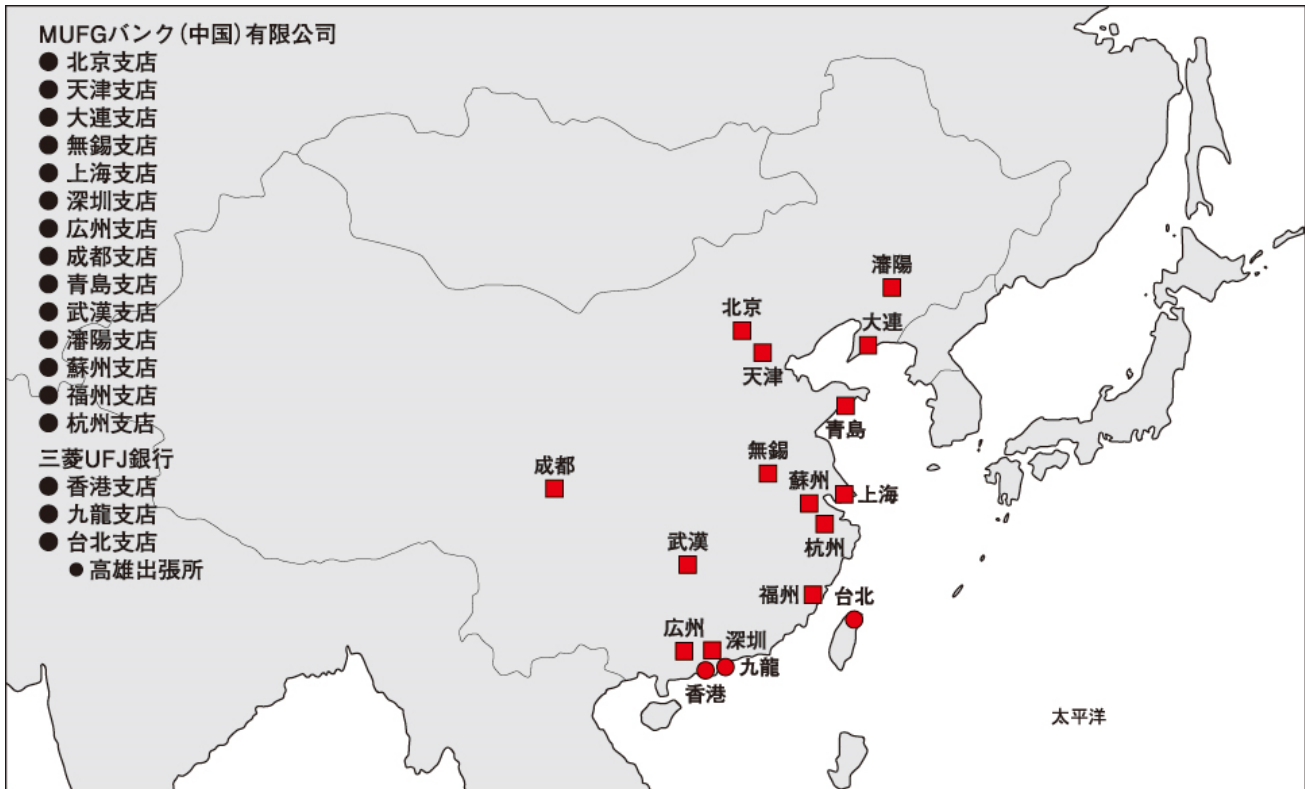
シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・

ニューヨーク・シリコンバレー

¹⁶ 全国人民大会常務委員会の 2019 年度立法計画は現在まだ正式に公布されていないが、2019 年 3 月の全国人民代表大会において、全国人民代表大会の発言者が、2019 年でどのような法律が制定又は改正される予定かとの質問に回答した際、土地管理法の改正が明確に挙げられた。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

| 拠 点 | 住 所 | 電 話 |
|---------|---|------------------|
| 北 京 支 店 | 北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階 | 86-10-6590-8888 |
| 天 津 支 店 | 天津市南京路75号 天津國際大廈21階 | 86-22-2311-0088 |
| 大 連 支 店 | 大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階 | 86-411-8360-6000 |
| 無 錫 支 店 | 無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階 | 86-510-8521-1818 |
| 上 海 支 店 | 上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階 | 86-21-6888-1666 |
| 深 圳 支 店 | 深圳市福田區中心4路1号嘉里建設廣場 第一座9階・10階 | 86-755-8256-0808 |
| 広 州 支 店 | 広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階 | 86-20-8550-6688 |
| 成 都 支 店 | 成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階 | 86-28-8671-7666 |
| 青 島 支 店 | 青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階 | 86-532-8092-9888 |
| 武 漢 支 店 | 湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室 | 86-27-8220-0888 |
| 瀋 陽 支 店 | 遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室 | 86-24-8398-7888 |
| 蘇 州 支 店 | 江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階 | 86-512-3333-3030 |
| 福 州 支 店 | 福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号 | 86-591-3810-3777 |
| 杭 州 支 店 | 浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号 | 86-571-8792-8080 |

三菱UFJ銀行

| | | |
|----------------------|--|-----------------------------------|
| 香 港 支 店 | 9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong | 852-2823-6666 |
| 九 龍 支 店 | 15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong | 852-2315-4333 |
| 台 北 支 店 高 雄 出 張 所 | 台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階 | 886-2-2514-0598 886-7-332-1881 |

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019年8月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。